

おいしい山形空港サポートーズクラブ企業会員限定 リージャスエクスプレス ラウンジ等利用助成金交付要綱

(目的)

第1条 山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）は、山形＝東京（羽田）便について、企業等における出張での利用促進を図り、安定的な利用者を確保するため、「リージャスエクスプレス羽田空港第1ターミナル」を利用するおいしい山形空港サポートーズクラブ企業会員に対し、この要綱で定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金の交付対象者、対象要件、助成額及び助成数等)

第2条 助成金の交付対象者、対象要件、助成額及び助成数等は、次の表のとおりとする。

対象者	おいしい山形空港サポートーズクラブ企業会員 ただし、地方税法第25条第1項第1号（※）に規定される法人・団体の会員については対象外とする。		
対象便	山形＝東京（羽田）便		
対象期間	令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）の利用 ただし、令和4年4月1日（金）以降においてい山形空港サポートーズクラブ企業会員となった場合は、対象期間の始期は同クラブ入会届出書の提出があった日（同クラブ事務局（山形空港ビル㈱）が受理した日）とする。		
対象要件	上記対象期間に、対象者である事業所の社員・職員が、山形＝東京（羽田）便を有償で利用し、下記対象施設を利用した場合に助成する。 ※対象施設の利用料金のみを対象とし、有償で提供されるサービス等に係る料金は助成対象外とする。 ※協議会が実施する他の搭乗者助成との併用はできないものとする。		
対象施設	リージャスエクスプレス羽田空港第1ターミナル内 ①ビジネスラウンジ ②デイオフィス ③会議室 Sydney/Paris・Ottawa		
助成額	利用料金相当額	利用料金相当額 ※ただし、2時間分を上限とし、1人2回まで	利用料金相当額 ※ただし、1時間分を上限とし、1人2回まで
【参考】 利用料金 (R4.4.1現在)	1,000円(税別)/時間	2,846円(税別)/時間	・会議室 Sydney/Paris 4,224円(税別)/時間 ・会議室 Ottawa 5,281円(税別)/時間
助成数	予算の範囲内（先着順）		

※参考条文（地方税法）

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第25条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。
ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人（略）、国立大学法人等（略）、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人（略）、公立大学法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式「おいしい山形空港サポートーズクラブ企業会員限定 リージャスエクスプレス ラウンジ等利用助成金交付申請書」に、対象となる利用済み搭乗券（原本）及び施設管理事業者から送付された請求書内訳等の施設利用実績を証する書類を添付し、おいしい山形空港サポートーズクラブ事務局を通じて協議会に提出するものとする。

- 2 前項に掲げる交付申請の期限は、最終利用日の翌月末日までとする。
- 3 協議会が行う他の助成事業に申請した搭乗券による重複申請はできないものとする。

※申請書提出先

〒999-3776 山形県東根市羽入柏原新林3008
おいしい山形空港サポートーズクラブ事務局（山形空港ビル内）

(交付決定)

第4条 協議会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し適当と認めるときは、交付の決定をするものとする。

(助成金の返還)

第5条 協議会は、虚偽の内容その他不正の行為により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。